

税金の滞納者には 差し押さえを行います

福祉や教育、消防、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。市では滞納整理を強化し、滞納を抑制します。

滞納者には滞納処分で 差し押さえ

督促や催告にもかかわらず、相談なく税金を納めない滞納者に対しては、滞納処分により財産を差し押さえます。

●差し押さえる対象になる財産

債権／預貯金、給与、生命保険、売掛金、所得税還付金、賃料
不動産／土地、建物
無体財産権／信用組合や農業協同組合などの出資金

過去3年間の差し押さえ件数

種 別	件 数
預貯金	566
給 与	1,410
生命保険	314
所得税還付金	154
不動産	15
その他	56
合 計	2,515

●動産／自動車、絵画など

●搜索による差し押さえ

滞納者の居宅や店舗などに強制的に立ち入り、財産を差し押さえし、滞納市税などへ充当します。

●国民健康保険税(国保税)滞納者には

財産の差し押さえるのほか、保険証の有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療機関窓口で医療費の全額を一時負担する「被保険者資格証明書」が、保険証の代わりに発行されます。

納付方法はいろいろ

●口座振替が便利です

口座振替は、自動的に預貯金口座から引き落としになるので、市役所や金融機関に足を運ばなくて済みます。

●コンビニエンスストアで納付

コンビニエンスストアでは24時間納付することができ、手数料もかかりません。利用できる店舗名は、納付書に記載されています。

納税が困難なときは相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、放置せず早めに相談してください。

問い合わせ先

●市税、国保税の納付

税務課収税班

☎ 62・5322

●国保保険証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

過去5年分まで納めることができます

国民年金保険料は納付期限から2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、平成30年9月30日(日)までは、過去5年さかのぼって納付できます。

後納制度を利用することで年金額が増額できたり、受給資格期間10年(120月)を確保できたりする場合があります。制度を利用するためには、9月28日(金)までに「国民年金後納保険料納付申込書」を提出してください。

利用できる人

①20歳以上60歳未満の人

5年以内に保険料の納め忘れの期間(全額免除、納付猶予期間、学生納付特例期間を除く)や未加入期間がある人。

②60歳以上65歳未満の人

①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある人。

③65歳以上の人

年金の受給資格がなく任意加入中の人など。

国民年金保険料後納制度

※老齢基礎年金を受給している人などは対象となりません。

〈注意点〉

- 後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めます。
- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きます。
- 一部免除で未納となっている期間の後納保険料は、一般の未納期間と同じ1か月分の保険料が必要となります。
- 日本年金機構佐原年金事務所への申し込みが必要です。審査に時間がかかる場合があるため、期限に余裕をもって申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先

日本年金機構佐原年金事務所(☎0478-54-1442)
ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003004・問い合わせのみ)